

同時発表：九州地方整備局

令和4年10月18日
道路局

国道327号の早期復旧に向け 国の権限代行による災害復旧事業（応急復旧）に着手

○ 台風14号に伴う大雨により、国道327号の宮崎県東臼杵郡ひがしうすき諸塚村大字七ツ山地内もろつかそん ななつやまにおいて、道路崩壊の被害が発生し、全面通行止めを継続しているところですが、応急復旧には高度な技術力を要することから、宮崎県より国に対し、権限代行による応急復旧の要望があったところです。

○ これを受け、早期の通行止め解除に向け、国道327号の1車線を確保する応急復旧については、高度な技術力を要することから、国の権限代行による災害復旧事業として実施することといたしました。

○ 今後、現地の地質調査結果等を踏まえ、仮橋等による応急復旧に着手し、早期の片側交互通行での交通解放を目指してまいります。

【直轄代行の概要】

国道327号 宮崎県東臼杵郡ひがしうすき諸塚村大字七ツ山地内もろつかそん ななつやま
(応急復旧の実施)

<問い合わせ>

(①) 応急復旧について

九州地方整備局 道路部 道路計画第一課 課長 まつむら 松村 やすのり 泰典 (内線 4211)
代表電話 092-471-6331 直通電話 092-476-3529

(②) 権限代行の制度について

国土交通省 道路局 国道・技術課 課長補佐 ふじさか 藤坂 こうすけ 幸輔 (内線 37842)
代表電話 03-5253-8111 直通電話 03-5253-8492

国道327号 道路崩壊箇所位置図(宮崎県東臼杵郡諸塚村)

ひがし うすき もろつかそん



出典:地理院地図に道路被災箇所等を追記して掲載



【参考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十三条 （国道の維持、修繕その他の管理）

- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。